

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の終了……（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 都市計画事業の認可……（都市整備局都市基盤部街路計画課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…一
- 建築基準法による一団地の区域……（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…一
- 技能検定員審査の実施……（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…一
- 教習指導員審査の実施……（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…一
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……（同）…五
- 管理処分計画の変更……（都市整備局市街地整備部再開発課）…六
- 開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……（産業労働局商工部地域産業振興課）…六

告示

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……（同）…七

●東京都告示第千二百三十一号
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 足立区地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十月十四日から平成二十七年二月二十七日まで

●東京都告示第千二百三十二号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年八月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 中野区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百二十三号線及び特殊街路中野歩行者専用道第二号線
- 三 事業施行期間 平成二十七年八月七日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分

中野区中野三丁目及び中野四丁目
各地内
使用の部分
中野区中野四丁目地内

●東京都告示第千二百三十三号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

東京都多摩建築指導事務所長 金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年七月二十一日	小金井市貫井北町一丁目五百九十二番十路	延長 三〇・七五 幅員 四・〇〇
		六及び五百九十三番二十二	延長 三〇・七五 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千二百三十四号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 豊

1 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

昭島市築地町字武蔵野三百九十五番 平成二十七年四月二十四日

及び三百九十九番の各一部、同番地先並びに中神町字東新畑千二百八十八番一、字東武蔵野千三百十四番三及び千三百五十三番十の各一部、千三百五十五番四並びに千三百五十六番十五及び字西武蔵野千三百六十七番二の各一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市藤原四丁目六番三号）

出 示（公）

●東京都公安委員会告示第266号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年8月7日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車免許技能検定員審査

(4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査

(5) 大型自動二輪車免許技能検定員審査

(6) 普通自動二輪車免許技能検定員審査

(7) 牽引^{けんひん}免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び探点の技能

(2) 技能検定に関する知識

ア 教則の内容となっている事項

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 技能検定の実施に関する知識

エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者
5 審査の日時及び場所

(1) 日時

平成27年9月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

平成27年8月24日（月曜日）及び同月25日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年8月17日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許技能検定員審査又は中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては23,450円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京

<p>都条例第99号) 別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ) 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(1) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03 (6717) 3137 内線5283</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第267号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年8月7日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎</p> <p>記</p> <p>1 審査の種類</p>	<p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(6) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習 (自動車の運転に関する技能の教習をいう。) に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習 (自動車の運転に関する知識の教習をいう。) に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p>	<p>平成27年9月7日 (月曜日) から 同月11日 (金曜日) までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場 (府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成27年8月24日 (月曜日) 及び同月25日 (火曜日) の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課 (品川区東大井一丁目12番5号)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年8月17日 (月曜日) から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p>
--	---	---

大型自動車免許教習指導員審査又は中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者については14,950円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者については11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者については9,400円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (6717) 3137 内線5283

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に

関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人風の子会

三 代表者の氏名

花田 政國

四 主たる事務所の所在地

東京都港区港南一丁目一番二十七号 カナルサイド高浜三〇二

五 定款に記載された目的

風の子会は、障害を持つ人が自ら豊かな生活を切り拓いていく力と機会を得ることができるよう支援する。そして社会の中で仲間を得、居場所を得、生き生きと暮らすことができる場の実現をめざす。障害による外出困難など、活動への参加が困難な人には送迎や介助を保障する。

風の子会の運営には、障害を持つ人、職員、家族および有志（ボランティア）が対等平等な立場でかわる。そして皆がその能力を発揮しながら、おちこぼれがないように、話し合いと「実際にやってみてから考える」ということを無理せず背伸びせずゆっくりとくりかえして、皆が納得できる運営を目指す。

風の子会は、多くの困難を越えて豊かに生きようとする

る障害を持つ人とその家族を尊敬し、応援する。そしてその努力が認められて社会にしっかりと支援制度ができることを願い、要求する。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グローバル・スポーツ・アライアンス

三 代表者の氏名

三浦 雄一郎

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区南平台北町四番八号 二〇七

五 定款に記載された目的

この法人は、次世代の地球市民のために、スポーツイベントを通じた地球環境保全に関する啓蒙活動、スポーツ用品のリサイクル、スポーツ施設の環境改善等に関する事業を行い、子どもの健全育成及び地球環境と共存する新しいスポーツ文化の創造に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京都就労支援事業者機構

三 代表者の氏名

渡邊 佳英

四 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的
 東京都新宿区西新宿七丁目六番六号

本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第二条第二項各号に掲げる者及びこれに準ずる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するために、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であること、また、犯罪被害者並びにその家族及び家族に準ずる者（以下、「犯罪被害者等」という。）においても、その生活を再建する上で就労の機会を新たに得ることが必要となる場合があることにかんがみ、事業者の立場からこれらの人々の就労を支援し、犯罪被害者等の権利擁護をすすめるとともに、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、その円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
 平成二十七年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人JHP・学校をつくる会

三 代表者の氏名
 笹平 美江子

四 主たる事務所の所在地
 東京都港区芝五丁目二十六番十六号

五 定款に記載された目的
 本会は、戦争や自然災害で教育の機会を奪われた世界の子ども達に、人種、国籍、宗教、その他の信条の違い

にかかわらず広く教育等の援助を行い、また、紛争や自然災害で被害を蒙った被災地・被災者への救援活動と、これらの活動を通じて次代を担う若者達への地球市民教育を実践することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日
 平成二十七年六月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人江東豊洲子育て&母乳育児を支援する会

三 代表者の氏名
 水野 克巳

四 主たる事務所の所在地
 東京都江東区豊洲五丁目一番三十八号 昭和大学江東豊洲病院九階 総合医局内

五 定款に記載された目的
 この法人は、育児中の両親または、これから親となる男女への適切な育児情報の発信、医療従事者への母乳育児の正しい知識取得、伝達方法の向上のための啓蒙活動、

子育て・母乳育児がしやすい社会の仕組みづくりのため企業や自治体への働きかけを講演、ウェブサイト、イベント、著作等を通して行い、充実した母乳育児の経験者を増やし、育児の楽しさを社会全体で認識し最終的には一般市民を対象として、ひいては少子化対策にも有効な「子育て中の母親が笑顔でわが子と向き合える社会」の実現を目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
 平成二十七年六月三十日

二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人CICI治験情報コム

三 代表者の氏名
 神田 多

四 主たる事務所の所在地
 東京都大田区大森西一丁目十九番十五号

五 定款に記載された目的
 この法人は、大田区民を対象に、地域の貴重な共有資産である都市緑地を上手に使うことを通して都会の中にも自然が息づいていることを伝えるとともに、区民の主體的な活動によって緑地が育む緑の資産を活用した自然の循環サイクルをつくりだすことを目的とする。（以上原文のまま掲載）

三 代表者の氏名

桜庭 直美

四 主たる事務所の所在地

東京都港区東麻布二丁目五番一号 麻布イースト

五 定款に記載された目的

この法人は、ガン・難病に関する患者向けの治験情報のホームページの作成・発信、それに付随した医療情報の調査研究、情報収集、研究助成、啓発等に関する事業を行い、日本の医療情報の活性化、医学薬学の発展と向上に参画し、社会に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ビーハピィ・ジャパン

三 代表者の氏名

塩田 博昭

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区三宿一丁目二十五番十号 塩田方

五 定款に記載された目的

この法人は、がんに関する問題を総合的に調査研究するとともに、共通の目標を持つ国内外の個人・団体に對して情報提供・交換等の協力活動を通して、全ての人に對して、望ましい社会生活を実現するため、これに伴う必要な支援を行うことによつて、地域の保健・医療、福祉の増進を図ることを活動の目的とする。(以上原文のまま掲載)

管理処分計画の変更について

東京都計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業(第九工区)の管理処分計画を変更したのて、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第一百八条の十において準用する同法第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年八月七日

東京都計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 外 添 要 一

一 第二種市街地再開発事業の名称
東京都計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業

二 施行者の名称

東京都

三 事務所の所在地

中野区中野一丁目二番五号
東京都第二市街地整備事務所

四 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称

江戸川区小松川一丁目の一部

五 管理処分計画の認可を受けた年月日

昭和六十年一月二十八日

六 管理処分計画について都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)第四十六条の二第四号に掲げる軽微な変更をした年月日

平成二十七年七月三十日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十七年八月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市野辺字下原八百五十八番一
立川市羽衣町三丁目三番二十五号
有限会社夢蔵住建
代表取締役 吉田 実

昭島市拝島町四丁目百九十八番七
西東京市西原町一丁目四番一号
アイデイホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

青梅市長淵五丁目千八十六番二、同番六、千八十九番二、千三百二十五番及び千三百二十六番の各一部
青梅市長淵五丁目千八十六番地
医療法人社団幸悠会
理事長 鈴木 隆晴

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年八月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年八月七日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 キラリナ京王吉祥寺

二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺南町二丁目一番二十五号

三 設置者名 京王電鉄株式会社

四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王百貨店ほか四十三名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王百貨店ほか四十三名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 京王グリーンサービス株式会社ほか十七名

八 変更前の小売業者の住所 渋谷区神南一丁目六番三号(株式会社ジョイントワークス)ほか

九 変更後の小売業者の住所 渋谷区神南一丁目五番六号(株式会社ジョイントワークス)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名 中瀬 真美(京王グリーンサービス株式会社)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名 許田 晃子(京王グリーンサービス株式会社)ほか

十二 変更日 平成二十七年七月十三日ほか

十三 届出日 平成二十七年七月二十二日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

平成二十七年八月七日から同年十二月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

ケーズデンキ昭島店

二 店舗所在地

昭島市つつじが丘二丁目八番二十号

三 設置者名

J A三井リース建物株式会社

四 設置者住所

品川区東五反田二丁目十番二号

五 変更前の設置者の代表者名

春原 博

六 変更後の設置者の代表者名

保崎 隆行

七 変更日

平成二十七年六月二十五日

八 届出日

平成二十七年七月二十二日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

平成二十七年八月七日から同年十二月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

コープみらい稲城若葉台店

二 店舗所在地

稲城市若葉台三丁目十番

三 設置者名

J A三井リース株式会社

四 設置者住所

品川区東五反田二丁目十番二号

五 変更前の設置者の代表者名

安田 義則

六 変更後の設置者の代表者名

高橋 則広

七 変更日

平成二十七年六月二十五日

八 届出日

平成二十七年七月二十二日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

平成二十七年八月七日から同年十二月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したため、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 (仮称) nonowa国立WEST

二 店舗所在地 国立市北一丁目十四番地十七ほか

三 設置者名
東日本旅客鉄道株式会社

四 意見

ア 聴取者
国立市長

イ 概要

国立駅以南からの来店経路として最も合理的かつ主要な動線である国立駅南口ロータリーを経由する経路が届出の経路として設定されていないため、来店経路の再設定と交通量調査の再実施を求める。

ウ 収受日

平成二十七年七月七日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十七年八月七日から同年九月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

